

(2) 欠格要件（法第8条、第17条（準用））

- ア 許可申請書又はその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合には、許可は行われません。
- イ また、許可申請者やその役員等、政令で定める使用人（令第3条に規定する使用人＝支配人及び支店又は営業所の代表者（支配人である者を除く。）。以下「令第3条の使用人」という。）が次に掲げるものに1つでも該当する場合は、許可は行われません（令第3条の使用人は、常勤性が求められます。）。
- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ② 不正の手段により許可を受けたこと（法第29条第1項第5号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第6号）に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
  - ③ 不正の手段により許可を受けたこと（法第29条第1項第5号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第6号）に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による廃業の届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者
  - ④ 上記③に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは令第3条の使用人であった者又は当該届出に係る個人の令第3条の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
  - ⑤ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - ⑥ 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
  - ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ⑧ 建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（⑬において「暴力団員等」という。）
  - ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記①から⑨又は⑪（法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
  - ⑪ 法人でその役員等又は令第3条の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は令第3条の使用人であった者を除く。）のあるもの
  - ⑫ 個人でその支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者（令第3条の使用人）のうちに、上記①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第29条の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の令第3条の使用人であった者を除く。）のあるもの
  - ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者